

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13582

研究課題名（和文）環境行政意思決定向上の為の法的枠組発展に公的オンブズマンが果たす役割に関する研究

研究課題名（英文）Research on the Role of Public Ombudsman Institutions in the Development of the Legal Framework, which Enhances the Quality of Administrative Environmental Decision Making

研究代表者

進藤 真人 (Shindo, Mahito)

早稲田大学・法学大学院・その他（招聘研究員）

研究者番号：30802061

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、機能的比較法の手法を用い、所属法域の差異を超えて公的オンブズマンが環境分野において果たす共通の役割を明らかにすることを目的とし、以下の三つの共通の役割があることを明らかにした。共通の役割の第一は、国際環境法原則に代表される新しい価値観を公法体系に定着させることである。第二は、個別の行政処分への苦情処理を通じて、環境行政意思決定の質及び透明性の向上させることである。そして第三に、常設機関の強みを活かしてフォローアップを行うことにより、構造的問題を着実に解決することを通じて、環境法の着実な発展に寄与することである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従来殆どの研究が進んでいなかった、所属法域の差異を超えて公的オンブズマンが環境分野において果たす共通の役割を明らかにすることにより、公法学および環境法学の分野に新たな知見を付け加えるという学術的意義を有する。また、本研究の成果により、国内的には環境法の更なる発展に向けた道筋の一つを示し、国際的には環境分野における各国の公的オンブズマンと、裁判所・審判所などの行政府のアカウンタビリティ確保のために設立された諸機関との協働の手掛かりを提示するという、社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This research had been conducted to clarify the common roles of various public ombudsman offices, regardless of their jurisdictional differences, in the environmental field. Applying the method of functional comparative law, this research found that there are the following three common roles. Firstly, the public ombudsman offices implant the newly adopted concepts, such as the international environmental principles, into the existed public law spheres. Secondly, through the review of individual complaints on administrative acts, the public ombudsman offices enhance the quality and transparency of environmental administrative decision makings. Finally, as an independent permanent watchdog, by conducting follow up on the recommendations issued for their systemic investigations, the public ombudsman offices resolve root causes that resulted in systemic problems. In the environment field, this very role contributes to the steady development of environmental law.

研究分野：公法学・環境法学・オンブズマン法学の境界分野（新領域法学）

キーワード：公法学 環境法学 オンブズマン法学 行政府のアカウンタビリティ確保 環境行政意思決定のアカウンタビリティ確保 公的オンブズマンによる苦情処理 公的オンブズマンによる構造的問題の解決 法の支配

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初は、環境行政意思決定のアカウントビリティ確保に関して、議会オンブズマン及び環境オンブズマン(O/EO)を中心とする公的オンブズマンが果たす役割に対する関心が、国際的に高まり始めた時期であった。特に2018年に、議会オンブズマンの国際組織である国際オンブズマン機構(IOI)は、環境分野における議会オンブズマンの活動に関する国際的なガイドラインの策定の可能性を検討していた。しかし、その前提となる、各国または法域における公的オンブズマンの多様性から生じる様々な条件の差を超えて、ガイドラインとして昇華し得る公的オンブズマンの環境分野における活動を抽出する試みが、学術的にも実務的にも殆ど行われておらず、IOIが参照し得るデータの提示が求められていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、『各国或いは法域における様々な条件の差を超えて、O/EOを中心とする公的オンブズマンが環境行政意思決定のアカウントビリティ確保のための法的枠組の発展に果たす役割の本質とは何か?』という研究課題を解明することである。

3. 研究の方法

本研究は、所属法域の差異を超えて公的オンブズマンが環境分野において果たす共通の役割を把握する為に、機能的比較法の手法を用いる。これは、法文上の違いだけでなく、比較対象が実際の社会の中でどのように機能しているかを把握することを要求する手法である。本研究では、先行研究の蓄積が殆どないことから、関連文献調査にのみ頼ることは出来ず、調査対象国での現地調査を実施する。現地調査の実施に際しては、調査対象者を調査項目に関する専門知識の度合いによって選考する、エリート・インタビューの手法を採用する。また、複数の対象者から特定の情報を得るのに適した、半構造的インタビューの手法を採用する。現地調査により得られたデータは、定性的分析の手法を駆使して分析を行う。

4. 研究成果

本研究が取り組む課題は、多面的且つ重層な内容を包含するので、その解明を一気に行うことには適していない。従って、研究課題の解明に必要な要素を抽出した後、段階的にそれらを明らかにしてゆき、最後に総合的な評価を行うという研究構成を採用した。具体的には、以下の項目に関する研究を行った。

(1) 本研究は、O/EOを中心とする公的オンブズマンが環境行政意思決定におけるアカウントビリティ確保のための法的枠組の発展に果たす役割の本質を解明するに当たって、そのような法的枠組の発展の性質を考慮することから着手した。環境法は過去半世紀程の間に急速に発展した法分野であるが、その特徴の一つとして、国際環境法原則という新たな価値観を、既存の法秩序に導入してきたことが挙げられる。これに対し、公的オンブズマンは、20世紀に発達した行政手続や人権といった、新たな価値観を既存の法秩序に定着させる上で大きな役割を果たしてきたことで知られる。そこで、公的オンブズマンが、国際環境法原則の既存法秩序への定着に果たしてきた役割について分析を行った。

この点、幾つかの先進的な法域に於いては、主要な国際環境法原則の一つである世代間衡平原則を既存法体系に組み込むための機関(将来世代機関)を設置してきたことが注目される。これら将来世代機関には、環境行政意思決定に将来世代の利害を代弁させることが求められている。これまでに設立された将来世代機関には、公的オンブズマンの他に、独立行政機関や議会常任委員会等も含まれる。但し、現代世代の利害に拘泥されない独立性と不偏性が求められるため、公的オンブズマンは適任である。

現在までの処、各将来世代機関の活動の焦点には幅が有り、一定の基準でその成否を測ることは必ずしも容易ではない。しかしながら、将来世代機関の設置自体が、国際環境原則を既存法秩序への導入する先駆的な取組として位置付けられる。従って、将来世代機関に公的オンブズマンが含まれることは、公的オンブズマンが環境分野に於いても、新たな価値観を既存の法秩序に定着させる役割を担っていることを示している。分野を超えて観察されるこの役割は、公的オンブズマンの役割の本質の一つであると評価できる。

(2) 上記の大局的な観点からの分析に加え、本研究はより詳細な機能面からの分析も行った。その際に重視したのは、公的オンブズマンが環境行政意思決定のアカウントビリティ確保に果たす役割には、法域毎に異なる公的オンブズマン制度の特徴を反映して、相当の多様性があるという事実である。そこで、法域の差を超えた共通項の抽出のためには、なるべく広範な事例研究と比較を行うことが望ましい。この観点から、本研究では幾つかの法域の公的オンブズマンの環境分野における役割を検討した。スウェーデンはその一つである。

スウェーデンは議会オンブズマン制度発祥の地であるが、環境法典制定の際に、環境行政のアカウントビリティを確保するための機関として選択されたのは、環境オンブズマンではなく土

地環境裁判所であった。このような経緯を反映して、議会オンブズマンの環境分野における活動は余り目立つものではないが、年間数百件という少なくない苦情を処理していることから、環境行政意思決定のアカウンタビリティ確保にどのような貢献をしているのかは、本研究が解明すべき課題の一つである。この課題を解明する鍵となるのは、スウェーデンの議会オンブズマンの中心的手法は、行政決定や判決に至るまでの過程の妥当性を審査し、行政機関や裁判所の職務執行に関する基準を設定することである。調査を通じて、スウェーデンの議会オンブズマンは、情報へのアクセスや行政職員の中立性審査などに対する苦情の処理にあたって、上記手法を活用し、環境行政意思決定過程の透明性向上に寄与してきたことが明らかになった。

(3) このような公的オンブズマンによる個別の苦情処理という機能を議論する際には、日本の文脈にも留意する必要がある。というのも、日本では学術用語としてのオンブズマンと日常用語としてのオンブズマンに非常に大きな乖離が生じており、しばしば公的オンブズマンによる苦情処理と行政府内部の苦情処理制度が混同されているからである。国際的にみればこの二者は峻別されているが、日本の文脈においては両機関の違いを整理することには、猶も一定の意義があると謂わざるを得ない。

本研究では、環境分野における両機関の違いを整理するために、デンマークの議会オンブズマンによる苦情処理と、日本の公害苦情申し立て制度の比較を行った。デンマークの議会オンブズマン制度は、1960年以降に議会オンブズマン制度が議院内閣制諸国に伝播していく際に、典型的モデルとして採用されたことで有名である。また、デンマークは、先進諸国の中で公法システム及び裁判所構成が最も日本に近い法域の一つであるので、有為な比較を行う前提条件が整っている。

当然のことながら、議会オンブズマンと行政府内部の苦情処理制度では、公法制度上の位置付が著しく異なる。しかしながら、環境汚染に対する苦情処理に焦点を絞って両機関の比較を行った処、以下の点が明らかになった。議会オンブズマンは特別の審査機関として、既に行政庁が下した環境汚染に対する行政処分に対する苦情を審査する。これに対し、公害苦情申し立て制度では、現業の公務員が、環境汚染源に対する苦情を解決することを目的とする。このように両機関が扱う「苦情」の性質は、大きく異なる。次に両機関による苦情処理の内容に着目すると、議会オンブズマンの苦情処理は、環境行政意思決定の結果である行政処分の法的妥当性の審査であり、その結果は公表され当該行政処分に瑕疵がある場合には改善につながる。これに対し、公害苦情申し立て制度による苦情処理は、苦情の解決が目的なだけに、必ずしも行政処分や行政指導に結びつかず、法外での事実上の利害関係の調整に留まることも多い。つまり、公害苦情申し立て制度は、行政処分を前提とした環境行政意思決定のアカウンタビリティ確保とは異なる文脈に存在する制度である。従って、議会オンブズマンによる苦情処理と公害苦情申し立て制度による苦情処理を、同一視することは出来ない。以上は、日本の文脈における議会オンブズマンと行政府内部における苦情処理制度の混同は、根本的に誤りであることを明らかにした。これを受けて、本研究では、行政府内部における苦情処理制度を、以降の考慮対象から除外する。

(4) 公的オンブズマンの役割に再度、焦点を戻す。公的オンブズマンによる行政府のアカウンタビリティ確保の手法には、個別の苦情処理の他に、構造的問題の解決があることは、良く知られている。従って、公的オンブズマンが構造的問題の解決を通じて、どのように環境行政意思決定のアカウンタビリティ確保に貢献しているのかを解明することは、本研究における最重要の課題である。しかしながら、そのための事例の研究に取り組みようとした矢先に、コロナ禍が襲った。そこで、本研究は、海外調査が出来ない中でも、この課題の解明のために出来ることを模索した。

この点、個別の苦情処理同様、多くの法域に於いて、構造的問題の解決に当たるのは公的オンブズマンの専権事項ではないことが鍵となった。つまり、公的オンブズマン以外の機関による構造問題の解決への取組を検証することにより、公的オンブズマンによる取組との差異を明らかにすることが可能になるのである。この点を探求するための研究対象に選んだ事例は、奇しくもコロナ禍の最中に10周年を迎えた、東京電力福島第一原子力事故に伴う原子力災害(以下、「東電原子力災害」と略す)の後始末である。

周知のとおり、東電原子力災害に際しては、国会事故調が設置され、事故原因の究明に関する調査を行い、構造的問題を指摘し、その解決に向けた対策に関する重要な提言を行った。ところが、国会事故調は米国議会の調査委員会に範を取った時限立法により設立されたため、提言発表直後に解散した。それ故に、折角の提言がどこまで実施されるかに関する危惧が、当初よりあった。東電原子力災害発生より10年が経過し、その危惧は現実のものとなった。この事例研究から、時限的に設置された調査委員会による、構造的問題解決への取組には、提示された解決策の実施が担保されていない、という致命的な欠陥があることが明確になった。

(5) コロナ禍が収束した後に漸く、本研究は、公的オンブズマンによる構造的問題の解決への取組についての、実地調査を行うことが出来た。上述した時限的に設置された調査委員会と公的オンブズマンの決定的な差異は、公的オンブズマンが常設機関であることである。これに由来する両機関の最大の違いは、公的オンブズマンは、解決策の提言を行った後に、その実施状況をフォローアップすることである。ところが、従来、公的オンブズマンのフォローアップ機能は、実

務に必要な要素と認識されつつも、学術的な調査は殆どなされてこなかった。そこで本研究では、改めて公的オンブズマンのフォローアップ機能の仕組と、同機能が環境行政意思決定の質の向上に如何なる影響を与えているのかの解明を目標に、海外現地調査を実施した。ここでの調査対象は、公的オンブズマンの構造的問題への取組の先進法域であるカナダと、公的オンブズマンの伝統が非常に長く且つ権限が強力なフィンランドである。

カナダでの現地調査の結果、公的オンブズマンは構造的問題の解決に向けた提言を行った場合、必ずその実施状況を担当行政庁に報告させ、きちんと提言の内容が実施されるまで指導を行うという形で、フォローアップを行っていることが明らかになった。このようなフォローアップは、構造的問題の原因究明により炙り出された解決策を着実に執行するために必要不可欠な役割を果たしている。実務では、構造的問題の解決に当たる公的オンブズマンの仕事の半分は、フォローアップ作業が占めるとされる。そうしてなされた構造的問題の解決が、更なる行政意思決定のアカウントビリティ向上につながることもある。例えば、カナダでは、環境分野で発覚した構造的問題の解決策の実施を通じて、公的オンブズマンが多分野にも共通する問題の構造とその解決策をフォーマット化した処、行政府がこのフォーマットを共通する問題を抱える全ての分野に、分野横断的に適用するための法改正を行ったという事例が存在する。この事例の成功は、環境行政意思決定と行政意思決定一般の深い連関を示す稀有な事例であり、公的オンブズマンの存在意義を示したものとして高く評価されているが、最も重要な点は、公的オンブズマンがフォローアップを通じて構造的問題を首尾よく解決できたが故に、更なる横展開が可能になったことである。以上から、カナダにおいては、公的オンブズマンによるフォローアップは、環境行政意思決定におけるアカウントビリティ確保のための法的枠組の発展を推進する役割を果たしていることが明らかになった。

他方、フィンランドでは、公的オンブズマンが苦情処理を行って提示した解決策を行政府が実施しない場合、当該行政府の担当者には刑事罰が科され得る。このような制度上の特質を考慮すると、構造的問題の解決においても、公的オンブズマンがフォローアップを行う必要性は薄いかのように思われる。ところが、現地調査の結果、公的オンブズマンは、構造的問題を甘く見てはおらず、フォローアップを通じて継続的な改善を働きかけていくことにより、環境行政意思決定の質を担保できると考え、実施していることが明らかになった。この背景には、単純な苦情処理により解決する問題と構造的問題では病根の深さが異なり、構造的問題では病根の根絶に時間と労力を要することが挙げられる。以上から、単純な問題の解決には無類の効率を発揮するフィンランドの公的オンブズマン制度においても、構造的問題の解決に取り組む必要性は変わらず、フォローアップ機能はその根幹をなしていることが判明した。

(6) 以上を総合すると、『各国或いは法域における様々な条件の差を超えて、O/EOを中心とする公的オンブズマンが環境行政意思決定のアカウントビリティ確保のための法的枠組の発展に果たす役割の本質とは何か?』という研究課題に対する、本研究の回答は以下のようになる。

法域によって多様性が見られる公的オンブズマンであるが、行政府からの高い独立性を有する行政監察機関であり、行政処分に対しての苦情を審査する権限及び構造的問題の解決に取り組む権限を有する常設機関であるといった、基本的な特徴は各法域に共通している。これらの共通の特徴は、公的オンブズマンによる環境行政意思決定のアカウントビリティ確保のための法的枠組の発展に果たす役割の本質を探究する上での手掛かりとなった。

まず、行政府からの高い独立性を有する行政監察機関という特徴は、公的オンブズマンに国際環境法原則に示された、環境行政意思決定のアカウントビリティ確保のための法的枠組の発展の核となる、新しい価値観を既存の公法体系に定着させる役割を可能にしている。次に、行政処分に対しての苦情を審査する権限を有するという特徴は、公的オンブズマンが、個別の案件処理を通じて、環境行政意思決定の質及び透明性の向上に貢献することを可能にしている。そして、構造的問題の解決に取り組む権限を有する常設機関という特徴は、公的オンブズマンが構造問題を着実に解決することを可能にしている。このことは、環境行政意思決定のアカウントビリティ確保のための法的枠組の発展自体に大きく貢献する。

以上三点が、本研究から導かれた、法域の差を超えて、公的オンブズマンが環境行政意思決定のアカウントビリティ確保のための法的枠組の発展に果たす役割の本質と云える。各法域内で置かれた状況によりこれらの役割を果たす程度に差はあるものの、これらの役割を果たすことにより、公的オンブズマンは、環境法の発展を公法体系に組み込む上で重要な原動力となっているのである。

(7) 本研究により得られた成果の位置付けは、以下の通りである。まず、学術的な意義としては、従来殆どの研究が進んでいなかった、所属法域の差異を超えて公的オンブズマンが環境分野において果たす共通の役割を明らかにすることにより、公法学および環境法学の分野に新たな知見を付け加えた。

そして、社会的意義としては以下が挙げられる。まず、現在は公的オンブズマンが存在しない国内に対しては、世界的な標準モデルを示すことにより、今後の環境法の発展にとって参考になり得る一つの道筋を示した。次に、国際的な側面に目を向ければ、研究開始当初の背景に掲げた、IOI が環境分野における議会オンブズマンの活動に関する国際的なガイドラインを策定しよう

とする際に参照し得るデータとしての、各国または法域における公的オンブズマンの多様性を超えてガイドラインとして昇華し得る公的オンブズマンの環境分野における活動を抽出するという、目的を達成した。但し惜しむらくは、コロナ禍による中心議題の変化及び IOI の執行部人事の刷新を経て、当該ガイドラインを策定する機運が遠のいてしまったことである。とはいえ、本研究の成果は、再び同様の機運が盛り上がった際には活かされるであろう。最後に、やはり国際的な側面になるが、多くの国々では、行政府のアカウンタビリティ確保のために設置された、裁判所や審判所、会計検査院といった諸機関は、法の支配という共通の目的に奉仕するという意味での仲間意識が強く、また同等の法曹教育を受けた人的紐帯も存在することから、相互の活動内容に対する関心が高い。このような背景から、本研究の成果は、これらの関係諸機関のコミュニティから、公的オンブズマンとの協働の手掛かりを提示するものとして、興味を持たれている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 マリー・ラムルー（原著）進藤真人・大塚直（訳）	4. 巻 15
2. 論文標題 < 翻訳 > 核実験の証拠と専門知識	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 199-208
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 進藤真人	4. 巻 vol.25, No.6
2. 論文標題 原子力緊急事態対応とアカウンタビリティの確保	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 学術の動向	6. 最初と最後の頁 42-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 進藤 真人	4. 巻 55
2. 論文標題 スウェーデンの議会オンブズマンの環境分野における活動	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境管理	6. 最初と最後の頁 68-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 1件／うち国際学会 5件）

1. 発表者名 Mahito Shindo	
2. 発表標題 How to Ensure the Appropriateness of Environmental Administration? - Function of Follow Up (英語)	
3. 学会等名 20th Annual Colloquium of the International Union for Conservation of Nature (IUCN) Academy of Environmental Law, Parallel Sessions A 2-1, Joensuu, Finland (国際学会)	
4. 発表年 2023年	

1. 発表者名 Mahito Shindo
2. 発表標題 Examining the First Decade of the Liquidation of the TEPCO Nuclear Disaster (英語)
3. 学会等名 19th Annual Colloquium of the International Union for Conservation of Nature (IUCN) Academy of Environmental Law (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Mahito Shindo
2. 発表標題 Improving Environmental Governance through Complaint Handling?: Alternative Ways of Access to Justice (英語)
3. 学会等名 19th Annual Colloquium of the International Union for Conservation of Nature (IUCN) Academy of Environmental Law (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 進藤 真人
2. 発表標題 「後始末体制の正当性」
3. 学会等名 原子力災害の後始末のあり方：Webinar
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 進藤真人
2. 発表標題 「将来世代機関の構想と制度設計」
3. 学会等名 持続可能な世界への法 - Law and Sustainability学の推進：Webinar、早稲田大学比較法研究所
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Mahito Shindo
2. 発表標題 Basic Practices of the Ombudsman concerning the Environmental Governance
3. 学会等名 International Seminar Commemorating 20th Anniversary of the Establishment of the Thai Ombudsman “Ombudsman in a Changing World: Resilience amidst Challenges” (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Mahito Shindo
2. 発表標題 Influence of the Aarhus Convention Compliance Committee on the activities of the Parliamentary Ombudsman in Ireland and Sweden
3. 学会等名 17th Annual Colloquium of the International Union for Conservation of Nature (IUCN) Academy of Environmental Law, (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 進藤 真人
2. 発表標題 スウェーデンの議会オンブズマンの環境分野における活動
3. 学会等名 第23回環境法政策学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 進藤 真人
2. 発表標題 将来世代との衡平を確保するための制度的枠組の意義 (Significance of Future Generation Institutions)
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所；持続可能社会のための法学 - Law and Sustainability学の推進：統括シンポジウム
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 Shindo, M., 'Examining the First Decade of the Management of the TEPCO Nuclear Disaster (英語)' in Kennedy, A., Preston, B., Maguire, R., and Palonniitty, T.(eds)	4. 発行年 2024年
2. 出版社 Edward Elgar	5. 総ページ数 -
3. 書名 Reimagining Environmental Law	

1. 著者名 進藤真人(分担執筆)「将来世代機関の構想と制度設計」	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 318
3. 書名 中村民雄編『持続可能な世界への法』、早稲田大学比較法研究所研究叢書48号	

1. 著者名 Christina Voigt (ed.) (分担執筆部分: Mahito Shindo)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Cambridge University Press	5. 総ページ数 476
3. 書名 International Judicial Practice on the Environment - Questions of Legitimacy (分担執筆部分: 'Environmental Ombudsman: its role in the system of accountability mechanisms for administrative environmental decision making')	

〔産業財産権〕

〔その他〕

Shindo, M., 'Examining the First Decade of the Management of the TEPCO Nuclear Disaster (英語)' in Kennedy, A., Preston, B., Maguire, R., and Palonniitty, T.(eds), Reimagining Environmental Law, Edward Elgar (forthcoming 2024)に関しては、現在までに本年中の出版は決定しているが、編集作業が完了しておらず、頁数やISBN等の詳細が確定していない。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------